

教育職員免許状の 再交付 について（電子申請の場合）

【提出書類】

- ・破損の理由によるものはその免許状

【留意事項】

- （１）手続きの対象となるのは、香川県教育委員会から授与された免許状のみとなります。
他の都道府県で授与された免許状は、授与元の都道府県教育委員会でお手続きいただきますようお願いいたします。
- （２）免許状の再交付申請は、免許状１種類ごとに行ってください。
（２種類の免許状を申請される場合は、２件分のお手続きを行ってください。）
- （３）手数料は、申請１件につき１，１００円となりますので、「香川県電子申請・届出システム」のオンライン決済（クレジットカード、PayPay、d払い、au PAY、楽天ペイ、コンビニ決済）にてお支払いください。
- （４）免許状の郵送をご希望の場合は、簡易書留郵送代（５３０円）を手数料と同様の決済方法にて追加でお支払いください。
- （５）申請内容について、確認のご連絡を差し上げる場合がございますので、必ず連絡先（電話番号）をご入力ください。

【申請先】

〒７６０－８５８２

高松市天神前６番１号 香川県天神前分庁舎

香川県教育委員会事務局 義務教育課 総務・免許グループ 宛

TEL（０８７）８３２－３７４４

※申請手順については、次のページをご覧ください。

【香川県電子申請・届出システムによる申請手順】

①下記の URL または QR コードから申請画面へアクセスしてください。

＜香川県電子申請・届出システム＞

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10237



- ②すでに利用者登録がお済みの方は、利用者 ID とパスワードを入力してログインしてください。初めてご利用の方は、画面の案内に従って新規の利用者登録を行ってください。
- ③画面に表示される指示に従い、必要事項を漏れなくご入力の上、申請手続きを行ってください。
- ④システム上での申請完了後、破損の理由による再交付申請の場合は、破損した免許状を速やかに上記【申請先】までご郵送くださいますようお願いいたします。
※紛失の理由による再交付申請の場合、提出物はありません。
- ⑤申請内容の確認を行い、問題がなければ「申請受理通知」をメールでお送りしますので、手数料等のお支払いをお願いいたします。手数料の納付が確認でき次第、免許状の交付・郵送手続きを行います。